## 弁護士費用のご説明(刑事・少年事件)

## ■ 弁護士報酬の種類

報酬の種類	弁護士報酬の額		
着手金	事件を依頼したときに、その事件を進めるにあたって、委任事務処理の対価として		
	お支払いただくもの。事件の結果にかかわらず、お返ししません		
報酬金	事件が終了したときに,成功の程度(無罪,身柄釈放,執行猶予,減刑などの場合)		
	に応じて、委任事務処理の対価としてお支払いいただくもの		
目当	事件の処理のために事務所所在地を離れ、その事件のために拘束されることの対価		
	としてお支払いいただくもの		
実費	文字どおり、委任事務処理のために支出する費用。交通費、通信費、記録謄写費用、		
	鑑定料、宿泊費など		

※弁護士報酬の支払時期は、次のとおりです。

着手金及び手数料 事件の依頼を受けたとき

報酬金 事件の処理が終了したとき

日当及び実費 支出する都度

## ■ 弁護士報酬の基準額

報酬の種類	段階	弁護士報酬の額	備考
着手金	起訴前	22 万円~33 万円	
	起訴後	22 万円~33 万円	※起訴前から引き続き受任する
			ときは,2分の1に減額すること
			ができます。
報酬金	22 万円~33 万円		※報酬金は,無罪,身柄釈放,
			執行猶予,減刑など成功の程
			度に応じて、お支払いいただき
			ます。
日当	なし		
実費	実額		

※上記の費用は、税込表記となります。

※弁護士報酬の額は、あくまで標準的な金額を定めたものであり、事件等の難易、その処理に要する時間、依頼者の受ける利益等を考慮して、増減することがあります。

■ 弁護士報酬の計算例(事実関係に争いのない事件を逮捕直後から受任し,執行猶予判決を勝ち得た場合)

着手金(起訴前)22 万円 (標準額の 22 万円から 33 万円の範囲内で決定)+着手金(起訴後)11 万円 (標準額の 11 万円から 33 万円の範囲内で決定)+報酬金22 万円 (標準額の 22 万円から 33 万円の範囲内で決定)

+日当・実費

※示談交渉,保釈請求等は、特別な定めがある場合を除き、着手金・報酬金に含まれておりますので、別 途請求することはありません。

日当は,拘留場所や裁判所まで片道1時間以上を要する場合には,別途請求させていただきます。



## かしわざき法律事務所